

様式第3号(第7条関係)

会議録

- 1 附属機関の会議の名称
水戸市使用料等審議会
- 2 開催日時
平成28年10月13日(木) 午前9時30分から午前11時25分まで
- 3 開催場所
水戸市役所南側臨時庁舎2階大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市使用料等審議会委員
後藤斌 田所信子 外岡明子 高畑健兒 佐藤平八郎 楢崎ひろ子 木内令子
大津順一郎 高島和子 根本順一 永井教子 中村眞一 砂金祐年 比佐敬
 - (2) 執行機関
財務部長 園部孝雄 財政課長 梅澤正樹 財政課課長補佐 佐藤直明
財政課財政係長 大谷俊 財政課係員 柏村智之
市民生活課長 柏直樹 市民生活課副参事兼課長補佐 笠原昭彦
衛生管理課長 武田和馬 衛生管理課収納係長 菅谷賢一 衛生管理課係員 草地直幸
斎場長 古川栄次 見川クリーンセンター業務係長 中宮健之
住宅政策課長 和田宏 住宅政策課課長補佐 砂川和敏
住宅政策課市営住宅係長 田沢一憲
- 5 議題及び公開・非公開の別
担当課ヒアリング 公開
- 6 非公開の理由
適用なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。)
0人
- 8 会議資料の名称
 - ・10月3日ヒアリング追加資料(植物公園入園料, 建築制限等解除承認申請手数料関係)
 - ・ヒアリング調書その2(10月13日分)
 - ・市民センター使用料追加資料
- 9 発言の内容
別紙のとおり

別 紙

執行機関 本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。
定刻となりまして、皆様お揃いですので、ただいまから第4回水戸市使用料等審議会を開催いたします。

なお、〇〇委員様につきましては、ご都合により欠席との連絡がございました。

また、事務局側で財政課長が公務のため遅れておりまして、後ほど参りますのでよろしく願いいたします。

早速ですが、砂金会長、議事の進行をお願いいたします。

会 長 それでは、議事を進めることといたします。

本日は担当課ヒアリングの第2回目となります。まずは追加資料が提出されておりますので、内容について事務局から御説明をお願いします。

執行機関 (資料「10月3日ヒアリング追加資料」(植物公園入園料、建築制限等解除承認申請手数料関係)、「市民センター使用料追加資料」について説明)

執行機関 また、加えて〇〇委員様より市民センターの使用料の関係で、追加の資料を御提示いただいております。詳細につきましては、ヒアリングの中で、〇〇委員様から御説明をお願いしたいと存じます。

会 長 追加資料について、御質問、御意見はございますか。

特になければ、料金改定について検討する際の資料となりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

それでは、ヒアリングに入って参ります。ヒアリングの方法につきましては、前回と同様、最初に担当課の説明をお伺いしてから、委員の皆様にご質問をいただく一問一答形式を進めて参りたいと思います。なお、ヒアリングは、料金改定について、後日、第6回の審議会で検討する際の参考として、担当課からサービスの現状や課題をお伺いすることを目的としております。本日は、改定について深い議論を行ったり、何らかの結論を出したりする場ではないことを委員の皆様は御承知おきください。

また、ヒアリングを行うにあたり、担当課の皆様におかれましては、説明はなるべく簡潔にできれば5分以内でお願いいたします。それと、御説明いただく際には、現行の料金設定についてどうお考えなのか、今のまま維持すべきだとお考えなのか、値上げないし値下げの必要があるとお考えなのか、理由も含めて御説明いただければと思います。

それでは、市民センター使用料についてヒアリングを開始いたしますので、市民生活課の御担当の方、よろしく願いいたします。

執行機関 (資料「ヒアリング調書その2(10月13日分)」について説明)

会 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入る前に、〇〇委員から追加資料がございますので、これについて〇〇委員から御説明をお願いいたします。

委 員 皆様のお手元にお配りしております「市民センター使用料の提案理由」ですが、まず結論として使用料を有料とすることを御検討いただきたいというものです。その理由としましては、他市町村の使用料徴収状況を調べたところ、県内では41市町村が有料としており、全国的にも有料と明記しているところが71.4%あります。これは全国公民館連合会で発信しているものです。

それから現在の水戸市の公民館の現状について、みと好文カレッジのウェブページにより調べたところ、講座の80%以上が「趣味」「習い事」「スポーツ」の関連であり、本来の公民館の目的である社会教育、生涯教育の講座については1%程度にとどまっており、これが現在の市民のニーズになるかと思えます。これにつきましては、以前、常磐大学の〇〇先生が水戸市の公民館の現状に関する論文を発表しております。これらから、水戸市においても受益者負担の対象として、市民センターの使用料の徴収を検討してもよいのではないかと思うわけです。

また、水戸市の予算編成方針を見たところ、使用料等の改定を含めて新たな財源の確保を目指しており、市民センターの料金徴収は自主財源として見込めるのではないかとも思われます。

次に、水戸市が市民センターの使用料を徴収しない要因はなにかを考えたところ、4つあります。1つは、前回配布されました資料3の1ページに掲載してある「受益者負担率の基準一覧」において、市民センターが図書館、小中学校と同列になっており、受益者負担率が0%となっていることです。図書館、小中学校については、法律によって対価を徴収してはならないとなっておりますが、市民センターにはそのようなものではありません。むしろ、全国の市民センターは「地方自治法第225条」を根拠に使用料を有料にしています。水戸市も考えるべきだと思います。

2つ目として、「使用料調書」において、無料の理由を掲げていますが、これは変更したほうがよいと思います。市民センターの本来の目的に沿って、「集まる」から「学ぶ」、次世代へ「つなぐ」公民館としないといけなと思っています。

3つ目として、「使用料調書」10ページに、市民センターの利用状況が掲載してありますが、事業評価の方法にも問題があると思います。これを見ると、水戸市においては、利用件数や人数の多寡によって評価しているのではないかと思います。事業評価は事業の内容を重視したものにするべきです。文部科学省は、毎年全国の優良公民館の表彰を行っており、県内でも3市が表彰を受けています。ここに水戸は入っていません。

4つ目として、水戸市議会の議事録を見ますと、市民センターの有料化について、議会で今まで議論されたことはないようです。このことも要因の一つであると考えています。

それから、市民センター使用料が無料である弊害についても、簡単に述べますと、施設を借りるのに競争率が高いということがまずあります。

主催講座の実施状況を見ても、同一の団体や先に入った高齢者などが長期にわたって占めるようになり、新しい人が入ることが難しい状況です。また、同じ人が別な市

民センターとの重複会員であることもあります。

また、有料でないことから、冷暖房など空調関係のコスト意識が低く、大きな部屋を少人数で使う場合もあります。

さらには、市内の民間施設よりも水戸市の施設のほうが安上がりだという考えを生じさせる。そして、市民センターの修理に時間がかかるということもあります。使用料をとれば、修理費用に充てることもできるわけです。

以上のことから、市民センターのあり方について、別の審議会を立ち上げて早急に検討を進め、受益者負担の適正化を図るべきことを求めたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。かなり詳細に調べていただいておりますので、担当課の方からも、このことにつきまして御意見いただけないでしょうか。

執行機関 ありがとうございます。御指摘どおりの部分もございまして、参考にさせていただきたいと考えております。特に生涯学習の部分につきましては、今年度から市民センターの所長が生涯学習課の課長補佐と兼任となっております。御指摘をいただきました事業の評価方法につきましても、生涯学習課とも協議しながら検討して参りたいと思います。

会 長 ありがとうございます。市民センターの使用料につきましては、皆様から様々な御意見がございました。この件につきましては、少し時間を取って、他の委員の皆様からも御意見、御質問を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 生涯学習の話ですが、生涯学習のやり方はいろいろありますでしょうが、日本の古来の芸能活動などは積極的に奨励するような場があってもよいのではないかという思いがあります。それがあまり行われていないのは、費用負担が生じるからでしょう。ここでいう費用負担というのは講師謝礼です。使用料をとるとなると、その分負担が生じるわけですが、特に自主運営で活動する団体については、人数が少ないと参加者の一人あたりの費用負担が多くなります。ですから、市民センターの利用については、使用料よりも内容の充実に力を入れてほしいと思います。

会 長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

委 員 私の市民センターの印象としては、印鑑証明や住民票を取りに行く施設であり、市の出先機関であるというイメージでしかありません。講座をやっていることは存じておりますが、それが有料なのか無料なのか分からないし、部屋貸しについても有料か無料か分かりません。ただ、当委員会は使用料を審議する場でございますので、運営方法については議論できないと思います。あくまで、無料か有料かどちらがふさわしいか、有料の場合いくらが適正なのかを論じることはできますが、市民センターの運営のあり方までは、当委員会では議論の対象にならないと思います。

あくまで、私見にはなりますが、市民の方と行政が向き合う最前線でありますから、有料化はあまり適当ではないのかなと思います。

会 長 ありがとうございます。他に御意見はございますでしょうか。

委 員 私は公民館の運営審議会委員を6年、市民センターの運営審議会委員を6年やりました。また、好文カレッジの運営審議会には9年携わらせていただきました。

好文カレッジの委員をやっていたときには、生涯学習の運営を推進するよう求められていました。ところが、公民館のほうは、生涯学習や講座よりも、趣味的なものが多くて、利用している方は高齢者の方が多いんですね。私は、市民センターの運営に携わるようになってからは、高校生から50代くらいの方がもっと参加すればいいのに思っていたんですが、今でも高齢者の方はかなり同じ方が出入りしている状況にあります。私としましては、地区会が利用する場合や、教室、クラブ、講座などは無料でよいと思っていますが、公民館で会議をする場合など単に部屋貸しをする場合には、有料でもいいのかなと思っています。

例えば、南町2丁目には大きな企業があるが、その方たちが会議をするのに、場所がないのでホテルなどを使わなくてはならず、高い料金を払って利用しています。あるときは、黄門まつりの踊りの練習をする場所の相談を受けて市民センターを紹介したところ、断られたというんですね。断りの理由を聞いてみると、どうも地区会の方々の感覚というのは、自分たちの市民センターという意識が強く、今まで利用していなかった人が入ってくると違和感があるということで、センター長もお断りをせざるを得ない状況にあるようなのです。これでは、地域コミュニティや生涯学習に関係ないものは貸し出ししないということになってしまいます。

市民センターなので市民が使いたい場合もあれば企業が使いたい場合もあります。そういう要望に応えるために、地域や生涯学習に関係ないものであっても、門戸を広げる意味で、施設に空きがある場合は部屋貸しを実施する、そして、それについては有料であってもよいのではないか、ということをご提案させていただきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委 員 「国田市民センター、見和市民センターの利用状況について」という資料について質問ですが、延べ回数というのは、年度ですか、年ですか。

執行機関 年度の延べ回数です。これは平成27年度の実績を示しております。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 今まで無料としているのが当たり前としていたものを、有料も検討するというところでこの審議会が一つの契機になったかとは思いますが、まだまだ材料が集まっていないので、今後いろいろなニーズを捉えて検討する必要があると思われま。

委 員 私は国田市民センターの地区に住んでいるのですが、水戸市内でも郊外ということで、どうしても郊外となると集まる場所がないということもあり、使用するときには

みんなで一緒に準備するというので、市民センターは憩いの場として喜ばれている状況にあります。ですから、サークルとか一般団体から料金を徴収することは検討が必要だと思いますが、このような利用についても使用料を徴収すると、どうなるのかと思うわけです。こういった部分については、慎重に対応をお願いしたいと思っています。

委員 使用料の徴収についてはここで決めるのは難しいと思っています。ほかの市町村を見ると、別の審議会を作って時間をかけて議論をしています。そしてまとめて市民に提示したうえで、条例を改正しています。審議会を立ち上げないとスタートできないので、市民センターのあり方については別の審議会を作り、議論をする場を設けてほしいと思っています。

会長 ありがとうございます。この場で有料無料は決定できませんけれど、無料を前提にするのではなく有料化の検討を始めるべきという意見は一致していると思います。調書を見ましても、今後は市民ニーズや他団体の状況等を十分調査のうえ、施設の適正な管理運営のあり方や、使用料導入の可否について検討を進めて参りたいとありますので、これを十分に進めていただくような方向にしていきたいと思っています。改めて第6回の際にもこの議論を進めて参りたいと思っています。

市民生活課の皆様、ありがとうございました。

会長 それでは、続きまして、墓地公園管理使用料についてヒアリングを行いますので、衛生管理課から御説明をお願いしたいと思います。

執行機関 (資料「ヒアリング調書その2 (10月13日分)」について説明)

会長 ありがとうございます。委員の皆様から御質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

委員 基準100パーセントのところ、28年度は82パーセントになるとのことですが、27年度決算ベースの資料と比較してみますと、人件費が減っています。その要因は、資料を比較すると、墓地公園の行政職、技能労務職の人件費がなくなっておりまして、本課職員分だけが計上されています。これは施設管理の人数が減少したということですか。

執行機関 墓地公園には、27年度まで職員2名を配置しておりましたが、今年の4月から墓地関係の事務のうち、墓地の維持管理部門については民間に委託することといたしました。その関係で人件費を減としています。ただ墓地の使用許可や承継の手続き、収納の手続きなどの管理運営部門については、引き続き本課に残しまして、人件費として計上させていただいております。

会長 調書の中では、人件費が削減されている代わりに、委託料の欄に公園墓地管理業務

が新たに追加されています。ここが変わったという理解でよろしいでしょうか。

執行機関 御理解の通りでございます。

委員 霊園の使用料は設備管理のために必要かと思えます。設備管理のポイントはいかに空き区画を少なくするかにかかっており、これにより受益者負担が変わってくると思えます。現在、区画として空いているところは、200箇所ほどのようですが、これを埋める方策はございますか。

執行機関 墓地公園の利用状況をご覧くださいますと、4種の空き区画は172区画となっております、そのうち160数区画が、26年度に新規造成した区画でございます。現在、墓地の待機者は瞬間的に0になっていますが、10月1日号の広報みとで墓地の販売についてお知らせしたところであり、来週募集を始めまして、11月5日に抽選を行う予定です。172区画のうち50区画を、今回販売しまして、残りの区画につきましても、来年度と再来年度に計画的に販売を行いまして、市民の需要に応えながら空き状況を解消して参りたいと考えております。

委員 受益者負担率は82パーセント、平成27年度決算ベースでは68.6パーセントとなっておりますが、全部埋まるとどうなりますか。もし全部埋まるのであれば、使用料の現状維持は筋として通ると思えます。

執行機関 201区画が全部埋まった場合、金額にしますと、74万2,400円となりまして、受益者負担率は87.5パーセント程度になる見込みでございます。

委員 使用料の収納率はどの程度ですか。

執行機関 3,810万8,000円が墓地の使用料となりますが、件数でいいますと7,484件、収納率は94.1パーセントとなっております。収納未済額は196万9,600円となっております。件数は397件となっております。全体的に高い収納率になっていると考えておりますが、歳入確保は大切ですので、滞納整理については引き続き適切に対応して参りたいと考えております。

委員 市営墓地を所有している方は市民の方が多数という理解でよろしいですか。

執行機関 条例上は市民の方でなくとも申し込みは可能ですが、本市の市民を優先する形で対応しております。お骨をお持ちの方に多数お問い合わせいただいているところですが、本市にお住まいの方という条件で広報には掲載しております。

委員 墓地の1～4種、特別霊域の区別の仕方を教えてください。また、墓地の料金設定は区画によって異なりますか。

会 長 これは大きさによる整理ですよ。1が1番大きくて、4が一番小さいということかと。

執行機関 はい。浜見台霊園の墓地の種類は5種類ございまして、1種は12㎡、2種は8㎡、3種は6㎡、4種は4㎡、特別霊域は広さ4㎡から36㎡になっております。

使用料につきましては、それぞれの面積に応じた永代使用料をいただくほか、管理料としまして、区画内の清掃ではなく、区画外の清掃その他墓地の管理に必要な経費ということで、1㎡あたり年間800円の料金を規定させていただいております。

会 長 ほかにございますでしょうか。それでは、続きまして斎場の使用料につきまして、引き続き衛生管理課より御説明をお願いします。

執行機関 (資料「ヒアリング調書その2 (10月13日分)」について説明)

会 長 ありがとうございます。式場等使用料の見直しに向けて検討とありますが、これは引き上げるという認識でよろしいでしょうか。

執行機関 来年度から待合室を順次、洋室化しようという計画がありまして、それに伴って料金の引き上げを検討して参りたいと考えております。

執行機関 補足で説明いたしますが、式場等の使用料につきましては、条例で規定しておりますが、中身については3本柱となっておりまして、式場と待合室と霊安室のものがあります。58.7パーセントがトータルの受益者負担率ではありますが、個別の率で申し上げますと、式場は116.1パーセント、待合室は41.3パーセント、霊安室は0.9パーセントとなっております。

会 長 ありがとうございます。では質問をお願いいたします。

委 員 追加の御説明で、待合室の受益者負担率が41.3パーセントで、式場は100パーセントを上回っているようですが、式場を借りるときに、待合室は結構ですというお客様がいらっしゃるのですか。

執行機関 時々いらっしゃいます。斎場近くに御自宅があったり、ロビーでお待ちになったり、式場内でお待ちになったりして、待合室を使わないという場合があります。

委 員 斎場を常澄に作る計画があるかと思いますが、現在の斎場はどのようになるのでしょうか。

執行機関 市の総合計画では、堀町にあります斎場を適切に維持管理しながら、新たな斎場を整備しまして、2つの施設体制で市民サービスの向上を目指していくことを掲げております。

今年度、新しい斎場の整備に向けた基本構想の策定作業を進めておりました、その中で市民の方の利便性を考えた立地のほか、施設の規模や内容をどうしていくかということを鋭意検討しているところでございます。

委員 新たな斎場の計画が明確になってから、待合室などの料金をどうするかという検討をしてもよいのかなと思っております。

会長 ありがとうございます。洋式化に向けて、値上げの検討はするんだけど、タイミングを図って検討するということになりますでしょうか。それと先ほど、式場、待合室、霊安室の個別の負担率を出していただきましたけれど、他市の状況も資料に細かく出ておりますので、各委員の皆様には、それらも料金改定について論じる際の資料としていただきたいと思います。その他にございますでしょうか。

委員 式場については、市が独占的にやっているわけではなくて、民間事業者もかなり増えてきていると思いますが、そのあたりのバランスを考えて使用料を値上げするというシミュレーションはできておりますか。

執行機関 民間と比較しての検討は、現在のところ行っておりません。

委員 斎場が民間より安く使えるという発想で使う方も多いと思いますし、むしろ安上がりなのが行政サービスの特徴であると思います。そんな中、値上げをして民間の式場と比較してコスト的な競争力を失っては意味もないので、上手にシミュレーションしていただければと思います。

当審議会は、料金を検討する審議会ですので、いくらにしたいという提示があったほうが議論がしやすいのかなと思います。

会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、斎場等の式場使用料については、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、し尿処理手数料について衛生管理課から御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料「ヒアリング調書その2 (10月13日分)」について説明)

会長 ありがとうございます。では質問をお願いいたします。

年々決算額が減っておりますが、下水道整備との関連があるということですね。

執行機関 そうです。

委員 決算額は年々減っているとは思いますが、し尿のくみ取り量が減っても委託料が変わらないなら、受益者負担率が低くなっていきますよね。今後検討していくということは、料金的にどのように検討していく予定ですか。将来的に上げるということなんでしょうか。

執行機関　し尿処理手数料をお支払いただく世帯については、所得が低く生活が苦しい世帯が多いという実態があります。今の月額 350 円も大変な中で、手数料を上げるという判断は今すぐには難しいかなと思っております。

執行機関　旧水戸地区ですが、し尿の収集と運搬は 3 つの業者に委託しております。実績についてはお手元の資料で、27 年度決算で 9,946 万 4 千円とお示しております。先ほど話に上がりました処理量が減っても委託料は変わらないのではないかということですが、委託料のあり方としては単価制をとっております。これは量に応じて委託料を払う形になっておまして、量が減っていくと委託料も減っていく形になっております。先ほど申し上げましたとおり、なかなか料金を上げる判断は難しい状況ですので、歳出部門をいかに見直していくかということが重要であります。そういった観点から、見川クリーンセンターの運営につきましても、市の行財政改革プランの中で、運営管理は現在委託しておりますけれども、さらに委託業務を拡大する方向で位置づけされております。このような取組を進めることにより、運営経費を削減していくということが大切だと考えておりますので、委託の範囲拡大について、市の内部で検討させていただいているところです。

委員　下水道を完備していくということは、段々汲み取りの量が減っていきますよね。そういった状況をよく踏まえて、コストと料金設定のバランスを考えていく必要があるかと思えます。

会長　ありがとうございました。ほかに御意見が無ければ、次の議題に移ってよろしいでしょうか。次の浄化槽の手数料にも関わる部分であります。内原と常澄の処理体制をどうするのか、一体化するのかという議論を先にしないと、なかなか料金の話はしにくいのかなと思えます。続きまして、浄化槽汚泥処分手数料につきまして、引き続き衛生管理課からお願いします。

執行機関　（資料「ヒアリング調書その 2（10 月 13 日分）」について説明）

会長　2 点ほど補足説明をお願いしたいのですが、1 点目は運営経費の中で、委託料のうちその他の委託の額が大きいので、この内訳を示していただきたいという点です。2 点目は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨を踏まえ」という記載が資料にあります。この説明をお願いできますか。

執行機関　その他の委託料につきましても、施設の維持管理、点検整備等の委託関係の金額を計上しております。

会長　その他の委託料につきましても、可能であれば追加で内訳の資料をいただけますでしょうか。2 点目はどうでしょうか。

執行機関 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法につきましては、昭和 50 年に法律が制定されまして、今なお適用されております。制定された趣旨や目的は下水道整備が進みますと、し尿や浄化槽関係の仕事が減っていくということになりまして、これらの仕事を行う業者の経営上の影響を緩和するため、法律に基づいて業者を支援していくという目的・内容になっております。

水戸市におきましては、このような法律の趣旨に則り、3つの業者と協定を結んで代替業務を提供するというかたちで、長年やっております。

会 長 ありがとうございます。それでは御質問を承りたいと思います。いかがですか。

委 員 先ほど斎場使用料の際には、民間とのバランスという御意見が出ましたが、この業務に関しては、民間でやられている方がいらっしゃるのでしょうか。それとも市で 100 パーセント対応しているのでしょうか。

執行機関 対応できるのは廃棄物処理業者の許可を受けた業者のみです。水戸市内には3業者ありまして、その業者が収集を行っております。

執行機関 すみません。補足であります。今3業者と説明しましたが、これは汚泥の収集運搬を行う業者です。これらの3つの業者は、浄化槽のある一般家庭から汚泥を引き抜いて、それをクリーンセンターに持っていきます。そして、クリーンセンターで1キログラム当たり 25 円の手数料を水戸市に払います。

つまり、収集している業者が3つあって、その業者に料金を納めてもらって汚泥を処理しているのが市となりますので、処理は水戸市しか行っていないということです。

会 長 ということは、先ほど質問がありました、汚泥処分を行っている業者は水戸市以外にあるかという点につきましては、ないという理解でよろしいんですね。あくまで、クリーンセンターへ汚泥を運ぶのが3業者あるということですね。

委 員 市民が市役所を通さずに、別の業者に依頼するということはできないわけですね。

執行機関 水戸市から許可を出している3業者以外には依頼できません。

会 長 単価 25 円の手数料は、業者から水戸市に払ってもらう額ですね。

業者は一般家庭の依頼を受けて汚泥を引き抜く時に、収集運搬の費用として依頼者から料金をいただく。そして、それをクリーンセンターで処分するのに1キロ当たり 25 円の料金がかかって、業者はそれを水戸市に納めているという理解でよいですね。

委 員 私たち市民は業者にお金を払っているということですね。

委 員 浄化槽があるところは、年1回に必ず点検をしなければなりません。点検した結果、良であれば何もしないんですが、汚泥が溜まっていますよ、汲み取らないとだめです

ということになると、その汲み取り量を個人が業者に払うこととなります。業者は、その汲み取った汚泥を市に持って行って、手数料を払うということです。

会 長 受益者負担ということで考えますと、手数料で賄うべきコストというのは、あくまで汚泥処理を行うクリーンセンターの運営費用であって、収集運搬の費用ではないということですね。

委 員 そうすると、一般の市民から徴収した料金とクリーンセンターに払う手数料の差で、業者さんは利益を得るということですね。汲み取った時点で市民が料金を直接市役所に払うと思っていましたが、市民は業者に支払うのですね。やっと分かりました。

委 員 資料の考察の欄でも、行政制度の一体性の確保について検討を進めているとありますが、現在、処理区域は市内3地区に分かれています。そのあたりの統合について、どのように考えているのか、また、クリーンセンターの運営を現在、市直営でやっているとありますが、民間活力の活用という点から、その運営方式について、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただけますか。

執行機関 現在、常澄と合併して24年、内原と合併して11年が経ってしまっていて、見川クリーンセンターが昭和58年に建設をしております。建設から33年が経過しております。日量310キロリットルの処理が可能ですが、昨年度の実績ベースでその30%程度の92～93キロリットルの処理にとどまっております。施設規模に対して処理している量が少ないため、施設の維持管理コストが過大となっております。また、施設の老朽化も進んでおりますので、施設整備のあり方の検討を進めておりまして、設備の改良を考える中で、内原と常澄の処理をどうするかという問題が出てきております。

今まで一部事務組合を設立して処理してきた経緯もあり、常澄・内原の部分を見川クリーンセンターで対応していくことにつきましては、組合の理解や合意形成が必要になってきますので、現在、その調整を進めているところです。

2点目につきましては、市の下水道管理事務所において業務の包括的な民間委託を実施しております。市の行財政改革プランの中でも位置づけがありますので、このようなケースをモデルとしながら、民間活力の活用を拡大していくよう進めて参りたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。そろそろお時間ですがよろしいでしょうか。それではこれで、浄化槽汚泥処分手数料のヒアリングを終えたいと思います。では最後に、市営住宅汚水処理場使用料の説明をお願いいたします。

執行機関 (資料「ヒアリング調書その2 (10月13日分)」について説明)

会 長 ありがとうございます。一つ私から質問をしたいんですが、人件費が全く空欄になっていますが、この分野に関しては0という理解でよろしいでしょうか。

執行機関 市営住宅の運営経費につきましては、家賃と駐車場使用料と汚水処理場使用料の3つの使用料で賄っております。職員の人件費につきましては、基本となる住宅の家賃で賄うという整理をしております。そのため、汚泥処理場の運営コストには人件費を計上しないということにしております。

会 長 たとえば、し尿処理とか浄化槽処理手数料だと、クリーンセンターの運営経費を按分して算出していますね。その考え方からいくと、市営住宅の管理コストにつきましても業務量等に応じて、それぞれの使用料に按分してコストを算出するということとはできないのでしょうか。もしくはしなくてよい根拠があるのでしょうか。それによって、受益者負担率の計算の仕方が変わってくると思うのですが。

執行機関 市営住宅の場合、まず家賃を払うという前提がありまして、汚水処理場の使用料については、家賃に上乗せしてお支払いいただくことになります。実質的に人的コストは家賃で賄われているということを考慮しますと、汚水処理のコストにつきましては、施設の運営費だけでよろしいのではないかということで、前回も人件費も載せておりません。業務的には、請求書に1行加えるだけということで、ほとんど負担が生じていないのが実質でございます。

会 長 わかりました。では皆様から質問を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 我々一般家庭におきましては、上下水道で一括請求されますが、市営住宅で汚水処理場を使用している方には、水道料金だけの請求が来て、それに加えて汚水処理場使用料ということで2,700円が別に請求されているということですね。ちなみに一般家庭の下水道料金はどのくらいかかっているのでしょうか。

執行機関 処理量によって異なりますが、一般的に3人世帯でいうと、2か月で40 m³の水を使うのが標準的な世帯とされています。それを目安にしますと、月当たり2,935円という料金になります。ちなみに、同じ計算で2人世帯ですと、2,266円という試算が出ております。

委 員 その代わりに汚水処理場使用料を払っている方は、月額2,700円がかかるという理解でよろしいでしょうか。

執行機関 そういうことになります。

会 長 去年のこの審議会です下水道使用料が引き上げになって、今年の4月1日から2,935円になっているということですね。

執行機関 そうです。今年度から上がった金額で算定した結果です。下水道は2か月に1回の請求ですので、請求金額は5,870円となりますが、これを2分の1しますと、2,935円となります。

委員 公共下水道に接続した場合は、2,935 円になるという理解でよろしいですね。

住宅政策課 3人世帯ですとそうなります。

会長 ほかにいかがでしょうか。それでは私から質問させていただきますと、考察の欄に基準値を下回っているため、使用料の見直しを検討する必要があるとありますが、説明では現状維持にしたいとのことでしたが。

執行機関 それにつきましては、資料作成時において金額だけをみると、下水道使用料は3人世帯ですと月あたり2,935円かかるのに対し、汚水処理場の使用料は2,700円になっていて乖離がある、だとすれば引き上げを検討してもいいだろうという考えがありました。しかし、その後調べてみますと、汚水処理場のある市営住宅に居住している方は、お住まいになられてから何十年も経過している方が多いということもありまして、1人世帯や2人世帯が半分以上を占めております。そういったことも考えますと、その方たちに3人世帯相当の負担を求めるのはどうなのかという考えから、今回はまず現状維持とさせてもらえればと考えております。

会長 今の説明でよく分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 対象の住宅の入居率を教えてくださいませんか。

執行機関 平均すると90パーセントです。全体で220世帯のうち197世帯が入居している状況です。

委員 汚水処理場については、将来的にはすべて廃止する予定ということですが、さきほどの説明の中で、見川と酒門は下水道の計画があるものの、柳河は未定だとのことでした。そういうことであれば、2か所については廃止する予定があるが、柳河については廃止する予定から除いておいた方がよいのではないかと思います。

委員 先ほど、入居者には1人世帯か2人世帯の方が多いという説明がありましたが、私は1人で住んでいるのに、この金額を払わなければならないのかという苦情は出ませんか。

執行機関 金額についての苦情は特にございません。この金額については市営住宅を整備した時に決定したものでございまして、入居する時点で1世帯あたり2,700円ということで、最初からの決まりとしてお支払いいただいているので、結果として家族が転出して1人になったとしても、特に御負担に思われることなくお支払いいただいているのではないかと思います。

会長 よろしいでしょうか。それでは、これで市営住宅汚水処理場使用料について終了し

たいと思います。これで本日予定されていたヒアリングはすべて終了しました。その他について、事務局から何かございますでしょうか。

執行機関 2点ありまして、1つは追加資料ということで、ヒアリングの中で浄化槽の手数料について追加資料の御指示をいただきましたので、これにつきましては、担当課と調整しまして、後日提出をさせていただきます。もう1点につきましては、次回の審議会の日程でございますが、すでにご案内の通り、10月17日（月）に午前10時からこの会場で開催しますので、御多忙とは存じますが、よろしく願いいたします。

会 長 ではこれもちまして本日の審議会を終了したいと思います。今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

執行機関 以上をもちまして、第4回の使用料等審議会を終了いたします。ありがとうございました。